

公募試験研究課題②：農地周辺の土地利用や農業支援サービス事業者の関与等を考慮した広域型総合防除に関する研究

経費限度額：7,000千円（令和8年度）

研究実施期間：令和8年度～令和10年度

背景、研究の必要性（国際情勢、緊急性等）

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」に即して農業生産の増大及び農業の持続的な発展が実現されるよう、「総合防除実践ガイドライン」（令和7年9月10日付け7消安第3099号消費・安全局長通知）に基づき、「予防・予察」に重点を置いた総合防除を一層推進し、現場への浸透を図る必要があります。他方、農業者の減少や高齢化等に起因して、遊休農地や放任園又は河川敷や林地等の農地ではない場所（以下「農地以外等の場所」という。）が発生源となる病害虫について、農地での発生の増加及びまん延が課題となるなど防除対策の検討が求められています。

特に、我が国の食料安全保障上最も重要な水稻においては、農地周辺の雑草地や常緑針葉樹林を発生及び繁殖源とする斑点米カメムシ類に対する防除の必要性が全国的に増しており、令和7年度は過去10年で最多の注意報（35道府県から延べ46件）が発表されました。近年の温暖化の影響もあり、各都道府県においては、今後の更なる発生量増加や被害拡大が懸念されています。

このため、斑点米カメムシ類について、農地以外等の場所の有無や周辺環境（植生）の違いによる発生及びまん延のリスク分析を行い、リスクに応じた管理措置（防除対策）の効果を検証することにより、利用可能な防除手段を合理的に組み合せる総合防除の考え方を基本とする、地域一体となった防除対策の検討及び実践（以下「広域型総合防除」という。）体制の構築を図る必要があります。併せて、今後ニーズの拡大が想定される農業支援サービスについて、サービスを提供する事業者が広域型総合防除体制にどのように関わり、防除受託のみならず地域の取りまとめ等の作業・判断サポートを行うべきであるか、広域型総合防除体制モデルの検証を通じて基本的な考え方や留意点等を整理する必要があります。

研究内容

1. 農地以外等の場所が発生源等となる斑点米カメムシ類のリスク分析及びリスク管理措置を検討するため、以下2項目の研究を行います。

- ①農地周辺の雑草地等から農地への斑点米カメムシ類の飛来リスクを解明するため、飛翔可能距離を検証するとともに、周辺環境を考慮した屋外での移動距離の推定を行い、GIS（地理情報システム）も活用した飛翔モデルの検討を行います。
- ②周辺環境の違いがほ場での斑点米カメムシ類の発生量に及ぼす影響を解析し、①による斑点米カメムシ類の屋外での移動距離の推定を踏まえ、広域雑草管理による防除の有効性検証及び農地周辺の土地利用による斑点米等の発生リスク評価を行います。

2. 農業支援サービス事業者による防除受託事例の多い水稻と、今後更なる農業支援サービス事業者の活用が期待される果樹を対象作物として、広域型総合防除体制を構築するための農業支援サービス事業者の関わり方（行政組織や農業者団体等との連携、農薬散布請負以外のサービス提供のあり方、適切な病害虫防除の観点からサービス提供にあた

り留意すべき事項など)について、先行事例や各地域の具体的課題を踏まえつつモデルの検証を行い、基本的な考え方を取りまとめます。

達成目標（研究成果の行政施策・措置への活用）

- ・斑点米カメムシ類による水稻加害について、農地以外等の場所の有無等による発生及びまん延のリスクに応じた管理措置（防疫対策）に関して、国の総合防除基本指針（令和4年農林水産省告示第1862号）に反映するとともに、都道府県の総合防除計画や総合防除実践指標等への反映を図ります。また、広域型総合防除体制の構築及び強化につながる基本的な考え方を取りまとめ、農業支援サービス事業者の育成及び活用の推進、病害虫防除の視点からの「地域計画」の改善にも資するよう、総合防除実践ガイドラインの見直しを行います。
- ・「地域一体となった防除の実現」は、各地域における高付加価値型産業創出に貢献するものとして「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（令和7年12月23日閣議決定）」の施策にも掲げられ、本事業による広域型総合防除のあり方の検討を踏まえ、同施策の展開を進めます。

＜留意事項＞

- ・研究内容1の実施に当たっては、対象とする斑点米カメムシ類について、全国的にその発生が認められるアカスジカスミカメ、クモヘリカメムシ等のほか、近年問題となっているイネカメムシも含めるものとします。また、必要に応じて、これまでに得られている知見も活用しつつ産地での効果実証を行うものとします。
- ・研究内容2の実施に当たっては、農業支援サービス事業者に対する現行の防除請負等に関する実態調査、行政組織、農業者団体等に対するニーズ調査及び意見集約を行うとともに、水稻及び果樹について広域型総合防除体制モデル実証を行い、基本的な考え方を取りまとめるものとします。
- ・研究の方針や詳細については、採択後に行政部局と十分に相談した上で決定することとします。また、研究の進捗状況や得られた成果を行政部局に随時報告するとともに、研究の進め方について随時相談することとします。

本研究課題内容に関する問い合わせ先

担当者：消費・安全局 植物防疫課 防疫対策室
　　国内防除第2班
代表：03-3502-8111（内線4562）